

3. IAEA保障措置

包括的保障措置協定（概要）

1. 総論

包括的保障措置協定とは、各国が国内の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象として IAEA と締結する保障措置協定。申告された核物質が軍事的目的に転用されていないことを確認することを目的とする。締結国は、核物質や原子力施設に関する情報の提供、査察の受け入れ等の義務を負う。NPT の締約国である非核兵器国は、NPT 第 3 条によってその締結が義務付けられている。2005 年 7 月 19 日現在の締結国数は 147。我が国は 1977 年に締結。

2. 各論

（1）通常の実施プロセス

（イ）保障措置協定締結に関し、NPT 第 3 条 4 項は、保障措置協定締結に関する交渉は、NPT の批准書又は加入書を当該国が寄託する日までに開始し、また、NPT の批准書又は加入書寄託後 18 ヶ月以内に右協定が効力を生じていなければならない旨規定。

（ロ）協定の発効、「冒頭報告」、「設計情報」の検認等に関し、以下を規定。

（i）この協定は以下により発効する（下記、各国が①及び②のいずれかを選択）。

①当該国の法律及び憲法上の要件を満たした旨の書面による通告を IAEA が受領する日、又は、②当該国及び IAEA が署名（第 25 条）。

（ii）当該国は、協定発効の月の最終日から 30 日以内に、保障措置の対象となるすべての核物質に関する情報を IAEA に提出（「冒頭報告 (initial report)」：第 8 条、第 41 条及び第 62 条）。

（iii）IAEA は「冒頭報告」に含まれる情報を検認すること等を目的として「特定査察 (ad hoc inspection)」を行うことができる（第 71 条）。

（iv）当該国及び IAEA は、協定発効後 90 日以内に「補助取極 (subsidiary arrangement)」を発効させるためにあらゆる努力を払う。この期間の延長のためには当該国と IAEA の合意が必要（第 40 条）。

(v) 当該国は、「補助取極」の討議中に、保障措置に関連する施設の特徴に関する情報（「設計情報(design information)」）を IAEA に提供する（第 8 項及び第 42 条）。

(ハ) 保障措置の目的を達成するため、保障措置の手段として「核物質の計量管理(material accountancy)」を基本とし、補助手段として「封じ込め・監視(containment/surveillance)」を用いる（第 29 条）。

(ニ) IAEA による検認活動の技術的結論は、「物質収支区域(material balance area)」について、一定の期間における「在庫差(material unaccounted for: MUF)」及びその量の許容誤差を報告の形とする（第 30 条）。

(ホ) 協定の規定する手続きの適用方法に関して、IAEA がこの協定に基づく責任を効果的かつ効率的に遂行することを可能とするために、詳細に規定する「補助取極」を作成する（第 39 条）。「補助取極」は「総論部分(general part)」及び各施設毎に作成される「施設附属書(facility attachment: FA)」から構成される。

(ヘ) 当該国は、「補助取極」の討議中に、保障措置に関連する施設の特徴に関する情報（「設計情報」）を機関に提供する（第 8 条及び第 42 条）。また、新規の施設の「設計情報」は、以下のとおり提供する（「補助取極」総論部分に規定）。

(a) 新規施設の予備的な設計情報

関連の認可申請が政府に提出された後できるだけ早く。

(b) 新規の施設のさらに詳細な設計情報

設計の進展により新規の情報が政府に提出された後できるだけ早く。

(c) 初期の建設計画に基づく、新規施設の完全な設計情報

建設開始の 180 日以前にできる限り早く。

(d) 完成予想に基づく、新規施設の完全な設計情報

施設への核物質受入の 180 日以前にできる限り早く。

(ト) IAEA は「設計情報」を検認するため、査察員を派遣することができる（第 48 条）。

(チ) 当該国は、核物質在庫量の「記録(record)」が保持されるよう取り計らう（第 51 条）。

(リ) 当該国は、保障措置の対象となる核物質に関し、協定に規定される「報告(report)」を IAEA に提出する（第 63 条～第 67 条）。

(ヌ) 「報告」が「記録」に合致しているか、即ち、核物質の所在、

同一性、量及び組成等を検認するため IAEA は「通常査察(routine inspection)」を行う（第 72 条）。

（ル）IAEA は査察の結果及びその検認活動から導き出された結論を当該国へ通報する（第 90 条）。

（２）異常時の実施プロセス

（イ）当該国は、補助取極に規定する限度を超える核物質の損失がある場合、又は、封じ込めの状態が予想外に変化した場合に、「特別報告(special report)」を行う（第 68 条）。

（ロ）IAEA は、①「特別報告」に含まれる情報を検認するため、または、②当該国から提供された情報及び「通常査察」から得られた情報が、IAEA の責務を遂行するために十分ではないと認めた場合、「特別査察(special inspection)」を行う。「特別査察」の実施は当該国政府と IAEA との協議が前提となっており、両者の合意により、「通常査察」の範囲を超えた情報又は場所にアクセスすることができる（第 73 条、第 77 条）。

（ハ）理事会は、核物質の転用がないことを確認するために、必要な措置を要求することができる（第 18 条）。

（ニ）理事会は、核物質の転用がないことを確認できない場合には、憲章第 12 条 C に規定する安保理への報告、及び、IAEA 加盟国としての特権及び権利の停止措置等をとることができる（第 19 条）。

追加議定書（概要）

1. 総論

追加議定書とは、各国が包括的保障措置協定に追加して I A E A との間で締結する議定書。未申告の核物質及び原子力活動がないことを確認することを目的とする。締結国は、包括的保障措置協定によって申告を求められていない原子力関連活動について申告を行い、また同協定による査察の対象となっていない場所等に対する短時間の事前通告によるアクセス（補完的アクセス）を I A E A に認めることが義務づけられる。2005年7月19日現在、102カ国が署名し、69か国で発効している。我が国は1999年に締結。

2. 各論

追加議定書は、前文、本文18ヶ条並びに附属書Ⅰ及びⅡから成り、その内容は、概要次のとおり。

（1）現行保障措置協定との関係（第1条）

現行協定の規定は、追加議定書に関連し及び両立する限度において、この議定書について準用する。追加議定書の規定と抵触する場合には、追加議定書の規定を適用する。

（2）情報の提供（第2条）

（イ）締結国政府は、次の情報を含む報告を I A E A に行う。

- ・核物質を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報（政府の関与のあるもの）{a(i)}
- ・原子力サイト関連情報：操業活動{a(ii)}、建物の概要{a(iii)}
- ・附属書Ⅰの特定設備・資材の製造・組立活動の規模に関する情報{a(iv)}
- ・ウラン鉱山・製錬プラント及びトリウム製錬プラントの場所、操業規模等に関する情報{a(v)}
- ・現行保障措置協定の対象外の核物質の情報：原料物質{a(vi)}、現行協定にて保障措置が免除された核物質{a(vii)}、中・高レベル廃棄物{a(viii)}
- ・附属書Ⅱの特定設備・資材の輸出入情報{a(ix)}
- ・今後10年間の核燃料サイクル開発計画{a(x)}

（ロ）締結国政府は、次の情報を I A E A に提供するためにあらゆる合理的な努力

を払う。

- ・核物質を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報（政府の関与のないもの）{b(i)}
- ・原子力サイトに機能的に関連するサイト外の活動の概要 {b(ii)}

（３）補完的なアクセス

（第４条）

（イ）ＩＡＥＡは次のアクセスを実施することができる。

- ・未申告の核物質・原子力活動がないことを確認するために、原子力サイト等にアクセス {a(i)}
- ・第２条に従って提供される情報の正確性及び完全性に関する疑義を解消し、又は情報の整合性に関する問題を解決するために、核物質を扱わない研究施設、原子力関連資機材の製造・組立場所等にアクセス {a(ii)}
- ・廃止措置の取られた施設又は施設外の場所にアクセス {a(iii)}

（ロ）ＩＡＥＡはアクセスの実施に先立ち少なくとも２４時間前までに締結国政府に対し事前に通告を行う {b(i)}。通常査察との関連でアクセスを実施する場合等は遅くとも２時間前までに通告する {b(ii)}。

（ハ）締結国政府は、ＩＡＥＡの査察員の職務遂行を妨げないことを条件として、締結国政府の代表を同行させる権利を有する {f}。

（第５条）

（二）締結国政府は、ＩＡＥＡに対し次の場所へのアクセスを認める。

- ・原子力サイト内の場所 {a(i)}
- ・現行協定の対象外の核物質の所在する場所 {a(ii)}
- ・廃止措置のとられた施設、施設外の場所 {a(iii)}
- ・核物質の存在しない原子力サイト外の場所 {b、c}

（ただし、アクセスを実際に確保することが不可能な場合には、締結国政府は、他の方法によりＩＡＥＡの要求を満たすためにあらゆる合理的な努力を払う。）

（４）現行保障措置制度の効率化（第１１、１２条）

- ・ＩＡＥＡにより通告された査察員は、締結国政府がその拒否を３ヶ月以内に通報しない限り、締結国への査察員として指名されたものとみなす。

- ・締結国政府は、査証の要請後1ヶ月以内に数次の出入国査証を発給する。

(5) 通信システム(第14条)

締結国政府は、I A E Aが行う自由な通信を認め、かつ、これを保護する。

(6) 秘密情報の保護(第7、15条)

- ・締結国政府及びI A E Aは、核不拡散上機微な情報の普及防止等のため、管理されたアクセスについての取決めを作成する。
- ・I A E Aは、I A E Aが知るに至った情報を保護するために厳重な制度を維持する。

(7) 効力発生(第17条)

この議定書は、I A E Aが締結国政府から効力発生のための要件を満たした旨の通告を受領する日に発効する。

(8) 附属書I及びII

第2条に従い、締結国政府が申告すべき特定設備・資材の製造等の活動の一覧表(附属書I)及び輸出及び輸入の報告のための特定設備・資材の一覧表(附属書II)を定める。

NPT締約国とIAEA保障措置協定締結国（2005年10/18更新）

NPT締約国（189カ国）（2005年3月現在）

包括的保障措置協定締結国（148カ国）（2005年10月18日現在）

東アジア(4)

★韓国
★北朝鮮
★日本
★モンゴル

東南アジア(10)

★インドネシア
★カンボジア
★シンガポール
★タイ
★フィリピン
★ブルネイ
★ベトナム
★マレーシア
★ミャンマー
★ラオス

オセアニア(12)

★オーストラリア
★キリバス
★サモア
★ソロモン
★ツバル
★トンガ
★ナウル
★ニュージーランド
★バプアニューギニア
★パラオ
★マーシャル諸島
★フィジー

中東・南アジア(14)

★アフガニスタン
★アラブ首長国連邦
★イエメン
★イラク
★イラン
★クウェート
★シリア
★スリランカ
★ネパール
★バングラデシュ
★ブータン
★モルジブ
★ヨルダン
★レバノン
★東ヨーロッパ(24)
★アゼルバイジャン
★アルバニア
★アルメニア
★ウクライナ
★ウズベキスタン
★エストニア
★カザフスタン
★キルギスタン
★グルジア
★クロアチア
★スロバキア
★スロベニア
★セルビア・モンテネグロ
★タジキスタン
★チェコ
★ハンガリー
★ブルガリア
★ベラルーシ
★ポーランド
★ロシア・フセク・ビナ
★マケドニア
★ラトビア
★リトアニア
★ルーマニア

西ヨーロッパ(23)

★アイスランド
★アイルランド
★イタリア
★オーストリア
★オランダ
★ギリシャ
★キプロス
★サンマリノ
★スイス
★スウェーデン
★スペイン
★デンマーク
★ドイツ
★トルコ
★ギリシア
★バチカン
★フィンランド
★ベルギー
★ポルトガル
★マルタ
★モナコ
★リヒテンシュタイン
★ルクセンブルグ

アフリカ(28)

★アルジェリア
★エジプト
★エチオピア
★リビア
★ガメルーン
★ガンビア
★コートジボワール
★コンゴ民主共和国
★ザンビア
★ジンバブエ
★スーダン
★スワジランド
★セーシェル
★セネガル
★タンザニア
★チュニジア
★ナイジェリア
★ナミビア
★ニジェール
★ブルキナファソ
★マダガスカル
★マラウイ
★マリ
★南アフリカ
★モーリシャス
★モロッコ
★リビア
★レソト

北・南アメリカ(33)

★アルゼンチン
★アンティグア・バーブーダ
★ウルグアイ
★エクアドル
★エルサルバドル
★ガイアナ
★カナダ
★グアテマラ
★グレンダ
★キューバ
★コスタリカ
★コロンビア
★ジャマイカ
★スリナム
★セントクリストファー・ネイビス
★セント・ビンセント・グレナディーン
★セントルシア
★チリ
★ドミニカ
★ドミニカ共和国
★トリニダード・トバゴ
★ニカラグア
★パナマ
★バハマ
★パラグアイ
★バルバドス
★ブラジル
★ベネズエラ
★ペルー
★ペルー
★ボリビア
★ホンジュラス
★メキシコ

オセアニア(2)

★バヌアツ
★ミクロネシア

東南アジア(1)

★東チモール

中東・南アジア(4)

★オマーン
★カタール
★サウジアラビア
★バーレーン

東ヨーロッパ(2)

★トルクメニスタン
★モルドバ

西ヨーロッパ(1)

★アンドラ

アフリカ(25)

★アンゴラ
★ウガンダ
★エリトリア
★カーボベルデ
★ガボン
★ギニア
★ギニアビサウ
★ケニア
★コモロ
★コンゴ共和国
★コンゴ民主共和国
★シエラレオネ
★ジブチ
★赤道ギニア

★ランカ-保障措置協定
締結国（核兵器国）

★米国
★イギリス
★フランス
★ロシア
★中国

★：IAEA加盟国
（05年2月現在138カ国）

◆：トワロカ条約締結国
（05年10月現在33カ国）

⊕：追加議定書締結国
（05年10月18日現在
69カ国）

IAEA理事会指定理事国
13カ国（06年総会まで）
（ただし、アラブは7カ
国と交代して04
年総会より）

IAEA総会選出理事国
11カ国（06年総会まで）
11カ国（07年総会まで）

（注：IAEAは台湾と保障措置協定を締結し、保障措置を適用しているが、IAEAと台湾の関係は非政府関係。）

その他の保障措置協定
締結国

★イスラエル
★インド
★パキスタン